



令和 7 年 7 月 4 日 14 時 00 分

近 畿 地 方 整 備 局

有資格業者の指名停止措置について

近畿地方整備局は、有資格業者に対し、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」に基づく指名停止措置を行いました。

1. 指名停止業者及び措置の内容

関電プラント株式会社

期間: 令和 7 年 7 月 4 日から令和 7 年 10 月 3 日まで(3ヶ月)

範囲: 近畿地方整備局管内(港湾空港関係を除く)

2. 指名停止措置の理由

関電プラント株式会社が建設業法の規定により、監督処分(指示処分及び営業停止処分 22 日間)を受けたことは「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第2第13号(建設業法違反行為)に該当するため。

<取扱い>

<配布場所> 近畿建設記者クラブ、大手前記者クラブ

<問合せ先> 国土交通省近畿地方整備局

総務部契約課 TEL 06-6942-1141 (代表)

契約課長 やなぎはら ひろあき 柳原 宏明 (内線 2511)

建設専門官 はやかわ たかし 早川 健 (内線 2512)

令和7年7月4日
近畿地方整備局

関電プラント株式会社に対する指名停止措置について

1. 案件の概要

関電プラント株式会社は、施工管理技術検定試験に係る実務経験において不正を行い、実務経験を充足しない者(以下「不適格者」)が資格を取得していたことが判明したため、令和6年7月3日に国土交通大臣より技術検定の合格取消が行われた。

当該取消を受け、建設業法第31条に基づく報告を徴収した結果、不適格者を営業所の専任技術者として配置していたほか、不適格者を工事現場に主任技術者等として配置していたことが確認された。

このことが、建設業法第28条第1項本文及び同項第2号に該当するとして、令和7年2月4日付けで建設業許可部局である近畿地方整備局より指示処分及び営業停止処分(22日間)を受けた。

2. 指名停止措置理由

関電プラント株式会社が建設業法の規定により、監督処分(指示処分及び営業停止処分22日間)を受けたことは、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第2第13号(建設業法違反行為)に該当するため。

従って、本件については、指名停止3ヶ月を適用する。

3. 指名停止措置の内容

指名停止業者：関電プラント株式会社

大阪府大阪市北区本庄東2丁目9番18号

代表取締役 北村 仁一郎

指名停止措置の範囲：近畿地方整備局管内(港湾空港関係を除く)

指名停止期間：令和7年7月4日から令和7年10月3日まで(3ヶ月)

<工事請負契約に係る指名停止等の措置要領 別表第2>

(建設業法違反行為)

13 当該地方整備局が所管する区域内において、建設業法(昭和24年法律第100号)の規定に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき(次号に掲げる場合を除く。)。